

# 鞍手町

## 国土強靱化

## 地域計画

令和 2 年 11 月策定

(令和 5 年 9 月一部改訂)

令和 7 年 6 月改訂



# ＊ ＊ 目 次 ＊ ＊

## 第 1 章 計画策定の基本事項

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨      | 1 |
| 2. 計画の位置付け      | 2 |
| 3. 計画期間         | 3 |
| 4. 基本目標         | 3 |
| 5. 地域防災計画との関係性  | 3 |
| 6. 地域防災計画のロゴマーク | 3 |

## 第 2 章 鞍手町の概況

|             |   |
|-------------|---|
| 1. 鞍手町の地域特性 | 4 |
| （1）位置       | 4 |
| （2）地形条件     | 4 |
| （3）気象       | 4 |
| （4）社会的条件    | 4 |
| （5）土地利用の状況  | 5 |

## 第 3 章 災害の特性と想定されるリスク

|               |   |
|---------------|---|
| 1. 自然災害に関する特性 | 6 |
| （1）災害の特性      | 6 |
| （2）気象災害       | 6 |
| 2. 想定される災害    | 9 |

## 第 4 章 脆弱性評価

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 基本的な考え方          | 13 |
| 2. 脆弱性評価の手順         | 13 |
| 3. 事前に備えるべき目標       | 13 |
| 4. 起きてはならない最悪の事態の設定 | 14 |
| 5. 強靱化に向けた施策分野の設定   | 15 |

## 第 5 章 政策の推進方針

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 地域強靱化の推進方針     | 16 |
| （1）国土強靱化の理念       | 16 |
| （2）国土強靱化と防災       | 16 |
| （3）防災対策の基本方針      | 16 |
| （4）地域強靱化の意義       | 16 |
| 2. 基本方針           | 17 |
| （1）強靱化の取り組み姿勢     | 17 |
| （2）取り組みの効果的な組み合わせ | 17 |
| （3）地域の特性に応じた施策の推進 | 17 |
| 3. 対象とする災害        | 18 |

## 鞍手町国土強靱化地域計画 別冊【令和 7 年度版】

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 脆弱性評価の結果 .....      | 1  |
| 2. リスクシナリオ毎の推進方針 ..... | 6  |
| 3. 事務事業と指標一覧 .....     | 10 |
| 4. 国土強靱化関連事業 .....     | 15 |
| 5. 事務事業との整理対照表 .....   | 16 |

## 第1章 計画策定の基本事項

### 1. 計画策定の趣旨

国においては、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年（2013年）法律第95号）（以下、「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

なお、基本法制定から10年以上経過した令和5年6月に基本法の一部が改正されたことを受け、同年7月に新たな基本計画が策定され、デジタル技術の活用や地域防災力の一層の強化を新たな重点目標としてハード整備のみならず、ソフト施策をさらに推進していく方針が明確化されました。

また、福岡県においても平成28年（2016年）3月に「福岡県地域強靱化計画」（以下、「県地域強靱化計画」という。）を策定し、近年発生した「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」などの災害に係る検討・検証結果を踏まえ令和4年（2022年）3月に当該計画を改定しています。

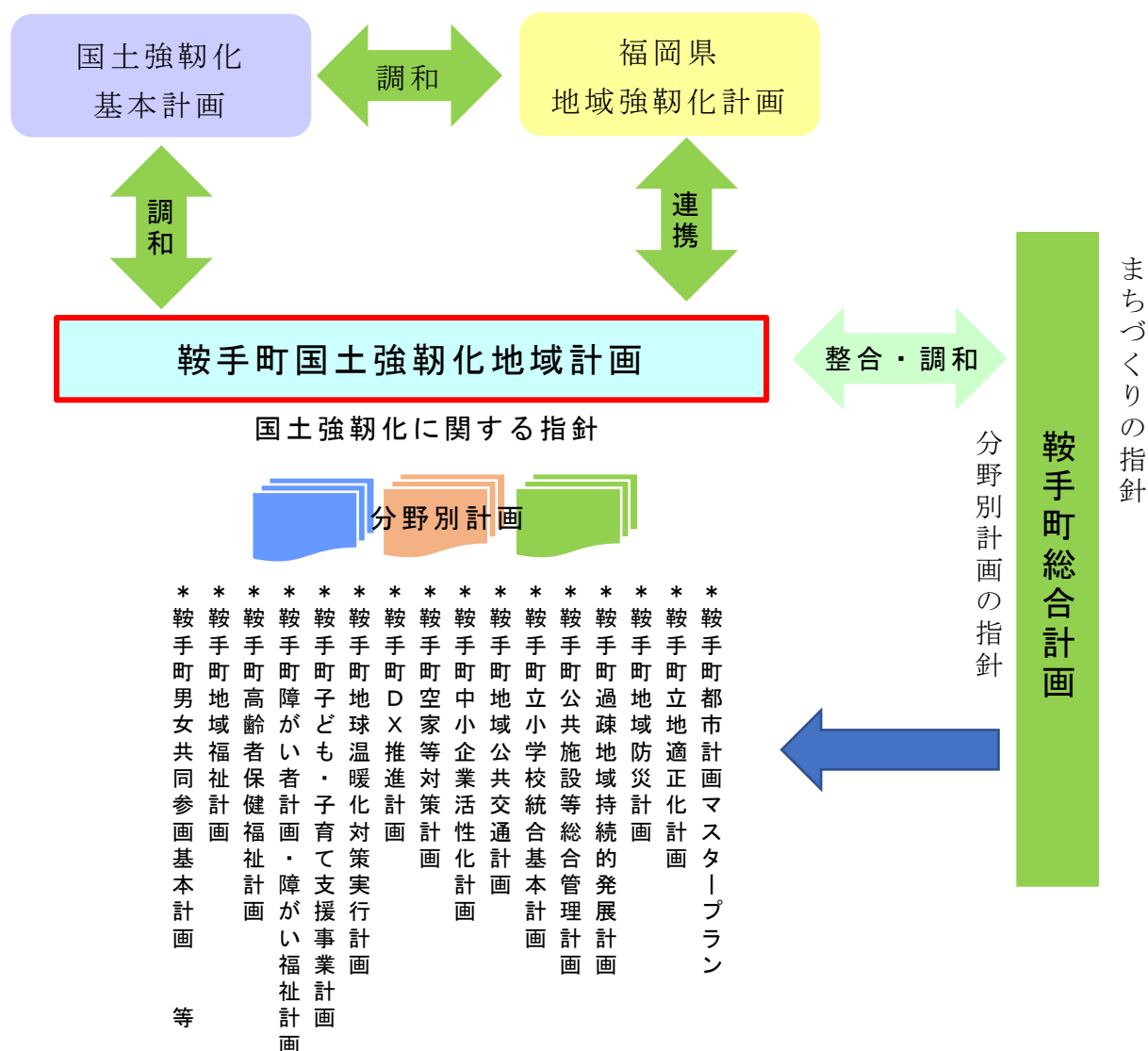
こうした状況を踏まえ、本町においても国土強靱化の理念に照らし、国・県との整合・調和を図りながら第5次鞍手町総合計画（以下、「第5次総合計画」という。）に掲げたまちの将来像「新たな力で躍動するまち くらて」～未来につながる希望の芽～の実現とともに、「持続可能なまちづくり」に資する施策やその指標・目標を盛り込んだ「鞍手町国土強靱化計画」（以下、「地域計画」という。）を令和2年（2020年）11月に第5次総合計画と一体的に策定し、令和5年（2023年）9月に一部改訂しました。

更に、近年の気候変動や災害の発生状況、社会経済情勢の変化を踏まえつつ第6次鞍手町総合計画（令和7年（2025年）3月策定）（以下、「第6次総合計画」という。）と整合性を図ったうえで、独立した計画として策定し、災害に強いまちづくりを推進することとします。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定による「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、本町の分野別計画全体の指針となる総合計画との整合・調和を図りつつ国土強靱化の観点から本町のまちづくりに関するあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥らない強さと、被害からの迅速な回復力のある強靱なまちづくりを推進していくための指針としての役割を担うものです。

なお、第6次総合計画及び災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号）に基づく「鞍手町地域防災計画」（以下、「防災計画」という。）とも連携を図っています。



※総合計画や分野別計画の中で、国土強靱化に関する事項は、鞍手町国土強靱化地域計画が上位計画となります。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は第6次総合計画に合わせ、令和7年度から令和16年度の10年間とします。

なお、第6次総合計画との整合性を保つため、基本計画（5年毎）及び実施計画（毎年）の見直しに合わせ本計画の見直しを行うものとします。

### 4. 基本目標

国及び福岡県が掲げる「基本目標」を踏まえ、本町の「基本目標」を以下のとおり設定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進していきます。

#### 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

### 5. 地域防災計画との関係性

国土強靱化計画は、あらゆる災害に備えるため、起きてはならない最悪の事態を想定し、強靱な行政機能や地域社会経済の整備・強化を含め、それらを回避するために取り組むべき施策を定めた計画となります。

一方、地域防災計画は、防災のために処理すべき業務や、発災時の応急対策や復旧・復興について風水害や地震などの災害の種類ごとに取りまとめた計画となります。

また、国土強靱化計画ではリスクシナリオごとの脆弱性を評価したうえで課題を抽出し、それぞれの課題について必要な施策を設定するなどの点においても地域防災計画とは異なっています。

### 6. 地域防災計画のロゴマーク



自然豊かな鞍手町のカラー（緑）と防災カラー（黄）を配色した「盾」に町章を配置し、強靱（強くてしなやかな）なまちを作ることを表したロゴマークです。

## 第2章 鞍手町の概況

### 1. 鞍手町の地域特性

#### (1) 位置

鞍手町は福岡県の北部に位置し、東経 130° 38′ ～130° 42′ 、北緯 33° 44′ ～33° 49′ の範囲内にあり、福岡市と北九州市のほぼ中間にあります。東は直方市及び遠賀川を隔てて北九州市八幡西区に接し、北は遠賀町と中間市、南は直方市と宮若市が六ヶ岳山系の稜線を境とし、西は西山山系を介して宮若市と宗像市に連なっています。

東西の距離 6.5 km、南北 9.0 kmと南北にやや細長く、総面積は 35.6km<sup>2</sup>です。

#### (2) 地形条件

鞍手町南部の六ヶ岳（339m）山系が南東に走り、南部には山丘が連なっています。この山林丘陵を水源とする西川が町のほぼ中央を南から北へ貫流し、町の東端を流れる遠賀川に河口附近の芦屋町で合流しています。この西川と遠賀川に沿って沖積平野が拓けています。

#### (3) 気象

本町は、日本海型気候区に属していますが、年間平均気温は 15.7℃と比較的温暖であり、年間降水量も 1,767 mmで、そのほとんどが梅雨期や台風期の降雨に集中しています。冬期は冷たい北西の季節風が強いということはありませんが、年平均降雪日数は 17 日と少なく、生活しやすい地域です。

#### (4) 社会的条件

本町は、町村合併促進法（昭和 28 年（1953 年）法律第 258 号）に基づき、昭和 30 年（1955 年）1 月に剣町、西川村、古月村の 1 町 2 村が合併し、鞍手町として発足しました。本町は、もともと石炭産業を基盤として栄えた町でしたが、昭和 30 年代（1955 年代）の後半、高度経済成長期に石炭から石油へエネルギー転換政策が進行し、炭鉱の閉山が相次ぎ、町は大きな打撃を受けました。このため、昭和 30 年（1955 年）に 30,794 人であった人口も昭和 50 年（1975 年）には 18,045 人まで減少し、企業誘致や住宅の誘致、農業の振興などに取り組んできた結果、昭和 60 年（1985 年）から平成 7 年（1995 年）までの間は、20,000 人強の人口を維持することができました。しかし、平成 7 年（1995 年）以降は、5 年間に年間 1,000 人ずつのペースで減少しており、令和 2 年（2020 年）の国勢調査の結果では、15,080 人となり、減少幅は推計値よりも小さくなっているものの、少子化は予想以上に進行しています。

昭和 62 年（1987 年）7 月、町の東部に J R 筑豊本線の駅として鞍手駅が開業しました。J R 筑豊本線は平成 13 年（2001 年）10 月に電化したことにより、より一層利便性が増し、「福北ゆたか線」の愛称で住民に親しまれています。

さらに、町の南部を九州自動車道が横断、北九州市と福岡市を結ぶ高速バス（直方市）や直方市から遠賀町への市町間を跨ぐ路線バス（西鉄バス）が運行しており、比較的交通アクセスに恵まれた町でもあります。また、平成 23 年（2011 年）2 月に鞍手 I C、平成 27 年（2015 年）3 月に遠賀川渡河橋「北九鞍手夢大橋」が開通するなど、広域道路網や町内幹線道路、生活道路の整備が進み、町民の日常生活の利便性が向上したことから、第 5 次総合計画において、公共施設、医療機関、商業施設などのさまざまな都市機能をこのルート上に集約し、交通アクセスの利便性を最大限に活かしたコンパクトなまちを形成することとしました。

また、役場庁舎についても旧館部分が昭和 31 年（1956 年）に建設され、昭和 56 年（1981 年）の建築基準を満たしておらず、まちの防災拠点としての機能を確保するため、平成 29 年度より庁舎等建設事業に取り組み、令和 7 年 1 月 6 日に新たな防災拠点となる役場庁舎を開庁しました。

しかし、公共交通基盤の充実により人々の交流や企業活動などの社会経済活動は活発化していますが、土地利用の区分けが道路網と調和していない部分もあり、今後の開発などに支障をきたすことが予想されます。

## （５）土地利用の状況

土地利用の変遷は、町の活性化対策として企業の誘致、住宅の誘致を推進したこともあり、農地、原野が減少し、宅地が増加しています。一方、人口減少に伴い空家が増加しているのも現状です。

現在、本町においては、都市計画マスタープランにおいて土地利用構想を掲げています。今後も人口減少や少子高齢化が進むことを想定し、コンパクトで環境負荷の小さな持続可能なまちの形成に取り組みつつ、だれもが安全で快適な生活を送ることができるまちづくりを目指しています。また、農地や山林等は基本的に保全していきながら、必要に応じて周辺との調和に配慮し、有効活用を図っていくこととしています。土地利用を「都市形成ゾーン」「新産業ゾーン」「田園集落ゾーン」「山林保全ゾーン」の 4 つに区分し、有効利用を進めており、総合計画において、まちなかを有効活用するコンパクトなまちづくりを目指しています。

さらに、居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「立地適正化計画」を令和 4 年 3 月に策定し、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくり（コンパクト＋ネットワーク）を推進しています。

## 第3章 災害の特性と想定されるリスク

### 1. 自然災害に関する特性

#### (1) 災害の特性

本町は、これまで梅雨前線の活動による大雨と台風等により被害を受けてきました。特に昭和28年(1953年)6月、昭和34年(1959年)7月、昭和46年(1971年)、昭和53年(1978年)9月の災害については、災害救助法の適用を受ける大きな被害を受けました。これは、本町の地形上の特性である石炭採掘に起因にする平地部の地盤沈下によって、水路等から河川への自然排水が困難となり、排水機による強制排水を行わなくてはならなかったため、排水機的能力と降雨強度の関係から家屋、農地への浸水、冠水が避けられなかったことに原因があります。

近年は、家屋、農地の地盤の嵩上を行ったことや排水機の改修を行ったことで浸冠水の恐れは少なくなりましたが、断続的な大雨や集中豪雨による自然排水は、不十分であり、今後も防災上十分な配慮が必要となります。

#### (2) 気象災害

##### ア 台風による災害

台風の年間発生数は、昭和56年(1981年)から平成22年(2010年)までの30年間を平均すると25.6個となっています。

このうち福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸の年平均値は3.2個です。なお、直近の平成28年(2016年)から平成30年(2018年)の3年間の平均値は27.3個、九州北部においては、5個となっています。

台風は、7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸しますが、秋に接近・上陸する台風は大型が多く、また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が南海上にある場合は、台風周辺の暖かく湿った空気が流入することにより、前線が活発化し、大雨による災害の危険性が増す恐れがあります。

##### イ 台風による強風害

台風の周辺では、反時計回りの強い風が吹いており、中心付近が最も強い。ため、台風が接近すると強風によって建造物の倒壊や倒木を引き起こしたり、鉄道、航空機の運航等の公共交通に著しい影響を与えます。

##### ウ 台風による水害

台風は、強風とともに大雨をもたらします。激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させる恐れがあります。

##### エ 大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が100mmを超えるときや1時間に30mmを超

す激しい雨が降った場合は、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害等が起こりやすくなります。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生する恐れもあります。

降り始めからの降水量が 200 mm を超えた場合や 1 時間に 50 mm を超える非常に激しい雨が降る場合は、大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、嚴重に警戒する必要があります。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286 名の死者・行方不明者を出した昭和 28 年（1953 年）6 月の梅雨前線による大雨災害（西日本大水害）です。近年でも平成 2 年（1990 年）6 月、平成 11 年（1999 年）6 月、平成 21 年（2009 年）7 月、平成 24 年（2012 年）7 月、平成 29 年（2017 年）7 月、平成 30 年（2018 年）6 月は大雨、豪雨による被害が発生しました。

特に「平成 30 年 7 月豪雨」は、台風 7 号や梅雨前線の影響によって西日本を中心に広い範囲で数日間大雨が続き 1 府 10 県に特別警報が発表されました。また、令和 2 年（2020 年）7 月には、九州地方を中心に記録的な大雨が降り、福岡県内でも大きな被害が発生しました。

下記は、近年の大雨による福岡県内の被害状況をまとめたものです。

| 期 日                         | 被害状況  |      |         |
|-----------------------------|-------|------|---------|
|                             | 死者    | 行方不明 | 床上床下浸水  |
| S 28 年（1953 年）6 月 28 日      | 286 人 |      | 8,496 件 |
| H 2 年（1990 年）6 月 28 日       | 4 人   | —    | 8,496 件 |
| H 11 年（1999 年）6 月 29 日      | 2 人   | —    | 6,163 件 |
| H 15 年（2003 年）7 月 18 日～21 日 | 1 人   | —    | 6,961 件 |
| H 21 年（2009 年）7 月 19 日～26 日 | 10 人  | —    | 5,222 件 |
| H 24 年（2014 年）7 月 3 日～14 日  | 5 人   | —    | 5,763 件 |
| H 29 年（2017 年）7 月 5 日～6 日   | 37 人  | —    | 616 件   |
| H 30 年（2018 年）6 月 28 日      | 4 人   | —    | 3,246 件 |
| R 2 年（2020 年）7 月 3 日～8 日    | 2 人   | —    | 2023 件  |

福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、①梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあり、梅雨前線を次々に低気圧が通過するとき②梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、特に福岡県を南下するとき③福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるときに大雨が降ることが多いことが分かっています。また、本町の特徴として、筑後地方から筑豊地方の山沿いにかけては、暖かい湿った南西気流が流れ込みやすいため、大雨が降りやすい地形でもあります。

下記は、本町における近年の風水害による被害状況です。

| 期 日                   | 住家被害状況 |   |      |   |      |    |      |     |
|-----------------------|--------|---|------|---|------|----|------|-----|
|                       | 半壊     |   | 一部損壊 |   | 床上浸水 |    | 床下浸水 |     |
|                       | 戸      | 人 | 戸    | 人 | 戸    | 人  | 戸    | 人   |
| H17年（2005年）3月20日      | 0      | 0 | 1    | 1 | 0    | 0  | 0    | 0   |
| H21年（2009年）7月24日～8月6日 | 0      | 0 | 0    | 0 | 13   | 23 | 90   | 190 |
| H30年（2018年）7月5日～17日   | 0      | 0 | 0    | 0 | 1    | 1  | 64   | 131 |
| R3年（2021年）8月11日～19日   | 0      | 0 | 0    | 0 | 0    | 0  | 7    | 15  |
| R5年（2023年）6月29日～7月2日  | 0      | 0 | 0    | 0 | 0    | 0  | 5    | 5   |
| R5年（2023年）7月7日～14日    | 0      | 0 | 0    | 0 | 0    | 0  | 7    | 15  |

## オ 地震

福岡県北部で発生した被害地震としては、明治31年（1898年）の糸島の地震（マグニチュード6.0）がよく知られています。この地震は日向峠—小笠木峠断層帯に近い、福岡市の西方の浅いところで発生しました。1日半後にはマグニチュード5.8の地震が発生し、被害は主に後者の地震で生じました。これらの地震による死者はいませんでした。負傷者3名、家屋の破損、道路や堤防の破損が多数発生しました。

被害の程度から震源域付近（糸島半島）では震度5相当で、一部地域では震度6相当の揺れであったと推定されます。この地震が日向峠—小笠木峠断層帯の一部の活動であるかはまだわかっていません。さらに昭和4年（1929年）には博多湾付近でマグニチュード5.1、昭和5年（1930年）には糸島郡の雷山付近でマグニチュード5.0の地震が発生し、震源域付近で小被害が生じました。最近では、平成17年（2005年）に福岡県西方沖（当時の震央地名、現在の震央地名は「福岡県北西沖」）の地震（マグニチュード7.0）が発生しました。なお、福岡県西方沖（福岡県北西沖）の地震により、気象庁で震度データベースが整理されており、昭和元年（1926年）以降では、初めて福岡県内で震度5以上の揺れが観測されました。この地震の後には現在でも小さい余震が発生しています。

また、平成23年（2011年）3月の東日本大震災以降、平成28年（2016年）4月の熊本地震や、令和6年（2024年）1月の能登半島地震など、大規模な地震によって人命が失われ、社会・経済活動に大きな被害を受けています。そして今後は、首都直下地震や南海トラフ地震の発生も懸念されます。

| 年月日        | 震源          | マグニチュード | 県内の主な被害                                                                         |
|------------|-------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 679.12.－   | 筑紫          | 6.5～7.5 | 家屋倒壊、幅2丈（6m）、長さ3千余丈（10km）の地割れ                                                   |
| 1706.11.26 | 筑紫          |         | 7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す                                          |
| 1848.1.10  | 筑後          | 5.9     | 柳川で家屋倒壊あり                                                                       |
| 1872.3.14  | 浜田地震        | 7.1     | 久留米で液状化による被害                                                                    |
| 1898.8.10  | 福岡市付近（糸島半島） |         | 糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損                                                           |
| 2005.3.20  | 福岡県北西沖      | 7.0     | 福岡市を中心に被害<br>死者1名、重傷者197名、軽傷者989名<br>住家被害<br>全壊143棟、半壊352棟、一部損壊9,185棟、福岡県最大震度6弱 |
| 2005.4.20  | 福岡県北西沖      | 5.8     | 重傷者3名、軽傷者67名<br>住家被害<br>半壊1棟、一部損壊529棟<br>福岡県最大震度5強                              |
| 2016.4.16  | 熊本          | 7.3     | 重傷者1名、軽傷者16名<br>住家被害<br>半壊1棟、一部損壊230棟<br>福岡県最大震度5強                              |

一部参照：福岡県地域防災計画 地震・津波対策編（令和6年3月29日）

## 2. 想定される災害

### ■水害危険個所

本町には、国土交通省遠賀川河川事務所管理の一級河川遠賀川と県管理の遠賀川支川西川、さらにその支川北田川、南田川、長谷川と普通河川として白水川、室木川、長谷川、六田川の4河川があります。

西川では、改修工事が進められていますが、緩流河川のため、土砂が堆積して河積を小さくし、流下能力を低下させ、溢水のおそれがあります。また、西川堤内地は石炭採掘によって地盤が沈下し、低地化したため自然排水が困難であり、現在8箇所の排水機場から強制的に機械排水することにより浸水害を防いでいますが、降雨状況によっては、排水機の運転により河川の水位が上昇し、溢水の危険があるため、フル稼働出来ない場合も生じています。このため堤内地においては、家屋、農地の地盤嵩上げ等の対策工事が行われましたが、今後も浸水害が想定されます。

特に、豪雨時の不安要素のひとつである六田川については、本町の地形的特性

から被害が広範囲に及ぶことが予想されるため、流下能力が不足している箇所を中心に対策を講じる必要があります。

近年、本町は、北九鞍手夢大橋から鞍手 I C までの道路整備が進んだことで交通アクセスが向上したことから、第 5 次総合計画においては、交通アクセスの利便性を最大限活かしたコンパクトなまちづくりを進め、「まちなか」を有効に活用し、このルート上に公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設などさまざまな都市機能を集約したコンパクトなまちづくりを推進してきました。

しかし、本町を縦断する西川や六田川、また、東北端は遠賀川と接していることから河川による災害リスクを想定し、自然災害から町民の生命と財産を守り、町民の安全性を高めるための対応策が必要になってきます。

下記は、水防箇所として管理者が指定（B ランク：水防上重要な区間）している箇所です。

| 河川名                | 地先名  | 左右岸の別 | 位置             | 延長     | 理由   |
|--------------------|------|-------|----------------|--------|------|
| 遠賀川（堤防）<br>【国土交通省】 | 小牧地先 | 左     | 11/850～ 12/700 | 850m   | 越水 B |
| 遠賀川（堤防）<br>【国土交通省】 | 小牧地先 | 左     | 12/900～ 13/140 | 240m   | 越水 B |
| 西川（河川）<br>【福岡県】    | 新北   | 左右    | 小木橋～ 五反田橋      | 2,400m | 溢水   |
| 南田川（河川）<br>【福岡県】   | 新延   | 左     | 西川合流点より上流      | 200m   | 溢水   |
| 六田川<br>【鞍手町】       | 中山   | 左右    | 西川合流点より上流      | 3,000m | 溢水   |

▲管理者が重要水防箇所河川として指定している箇所（出典：鞍手町地域防災計画）

### ■県内にある主な活断層と被害を及ぼす海溝型地震

福岡県の主要な活断層は、県東部に小倉東断層と福智山断層帯、西部には日向峠－小笠木峠断層帯、玄界灘から福岡平野にかけて警固断層帯が延びています。また、福岡市の東には宇美断層があり、県の中央部を玄界灘から筑紫山地まで西山断層帯が延びています。このほか、県南部には、東西方向に延びる水縄断層帯があります。

福岡県周辺には海溝型地震の震源域はありませんが、南海トラフ沿いの巨大地震で被害を受ける可能性もあります。

### ■地震動予測

いずれの活断層においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは

断層から離れるに従って減衰する傾向にあります。最大震度は、水縄断層の一部の地域で震度 7 が予測されるほか、その他の断層においても震度 6 強を示す地域が存在しています。これらの地域は、表層が軟弱な地盤であるため、特に強い地震動が予測されるものと考えられます。

断層別には、小倉東断層では、北九州市と荏田町の一部で震度 6 強が予測されているほか、北九州市の東部を中心に広い範囲にわたって震度 6 弱が予測されています。

西山断層では、宮若市、宗像市、福津市の一部で震度 6 強が予測されているほか、周辺の地域でも震度 6 弱が予測されています。

水縄断層では、久留米市の一部や朝倉市、筑前町で震度 7 が予測されているほか、周辺の地域でも震度 6 強が予測されています。

警固断層帯南東部でも、筑前町の一部などで震度 7 が予測されており、震度 6 強の地域も福岡地方から筑後地方の広範囲に及ぶと予測されています。



| 活断層名        |
|-------------|
| 警固断層帯（北西部）  |
| 警固断層帯（南東部）  |
| 小倉東断層       |
| 福智山断層帯      |
| 西山断層帯       |
| 水縄断層帯       |
| 宇美断層        |
| 日向峠－小笠木峠断層帯 |

▲福岡県内で確認されている活断層

## 国土強靱化地域計画

被害想定結果（出典：鞍手町地域防災計画）

地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）における被害想定結果（鞍手町）

### ■人的被害の想定結果

|     | 小倉東断層 |      |      | 西山断層 |      |      | 警固断層 |      |      | 水縄断層 |      |      |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|     | 南西下部  | 中央下部 | 北東下部 | 南東下部 | 中央下部 | 北西下部 | 南東下部 | 中央下部 | 北西下部 | 北東下部 | 中央下部 | 南西下部 |
| 死者  | 0     | 1    | 0    | 5    | 7    | 5    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 負傷者 | 0     | 89   | 53   | 302  | 354  | 290  | 20   | 64   | 0    | 0    | 0    | 0    |

### ■建物被害の想定結果【西山断層（破壊開始：中央下部）】

| 木造被害数（棟） |     | 非木造被害数（棟）  |    |     |    |       |    |     |    |    |    | 合計（棟） |     | 木造建築   |      | 非木造建築  |      |
|----------|-----|------------|----|-----|----|-------|----|-----|----|----|----|-------|-----|--------|------|--------|------|
| 全壊       | 半壊  | SRC 造-RC 造 |    | S 造 |    | 軽量鉄骨造 |    | その他 |    | 小計 |    | 全壊    | 半壊  | 被害率（%） |      | 被害率（%） |      |
|          |     | 大破         | 中破 | 大破  | 中破 | 大破    | 中破 | 大破  | 中破 | 大破 | 中破 |       |     | 全壊     | 半壊   | 大破     | 中破   |
| 120      | 157 | 0          | 1  | 0   | 0  | 0     | 0  | 0   | 0  | 0  | 1  | 120   | 158 | 1.3%   | 1.7% | 0.0%   | 0.0% |

### ■生活支障の想定結果【西山断層】

| 居住の制約     | 世帯数      | 南東下部      |        | 中央下部      |        | 北西下部      |        |
|-----------|----------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
|           |          | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) |
|           | 7,507    | 2,947     | 39.3%  | 6,781     | 90.3%  | 2,731     | 36.4%  |
| 食料・飲料水の制約 | 世帯数      | 南東下部      |        | 中央下部      |        | 北西下部      |        |
|           |          | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) |
|           | 7,507    | 2,902     | 38.7%  | 6,772     | 90.2%  | 2,687     | 35.8%  |
| 電気の制約     | 契約口数(世帯) | 南東下部      |        | 中央下部      |        | 北西下部      |        |
|           |          | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) |
|           | 13,841   | 0         | 0.0%   | 1,087     | 7.9%   | 0         | 0.0%   |
| 情報通信の制約   | 需要家数(家数) | 南東下部      |        | 中央下部      |        | 北西下部      |        |
|           |          | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) |
|           | 11,752   | 0         | 0.0%   | 98        | 0.8%   | 0         | 0.0%   |
| 教育の制約     | 施設数(個所)  | 南東下部      |        | 中央下部      |        | 北西下部      |        |
|           |          | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) | 制約世帯数(世帯) | 制約率(%) |
|           | 8        | 0         | 0.0%   | 0         | 0.0%   | 0         | 0.0%   |

### ■ライフライン被害の想定結果【西山断層】

| 上水道管被害    | 南東下部    |        | 中央下部    |        | 北西下部    |        |
|-----------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|           | 被害数(箇所) | 被害率(%) | 被害数(箇所) | 被害率(%) | 被害数(箇所) | 被害率(%) |
|           | 27      | 0.19%  | 63      | 0.45%  | 25      | 0.18%  |
| 下水道管被害    | 南東下部    |        | 中央下部    |        | 北西下部    |        |
|           | 被害数(箇所) | 被害率(%) | 被害数(箇所) | 被害率(%) | 被害数(箇所) | 被害率(%) |
|           | 1       | 0.02%  | 5       | 0.12%  | 1       | 0.02%  |
| 電力(電柱)被害  | 南東下部    |        | 中央下部    |        | 北西下部    |        |
|           | 被害本数(本) | 被害率(%) | 被害本数(本) | 被害率(%) | 被害本数(本) | 被害率(%) |
|           | 1       | 0.02%  | 3       | 0.07%  | 0       | 0.0%   |
| 電話(電話柱)被害 | 南東下部    |        | 中央下部    |        | 北西下部    |        |
|           | 被害本数(本) | 被害率(%) | 被害本数(本) | 被害率(%) | 被害本数(本) | 被害率(%) |
|           | 0       | 0.00%  | 2       | 0.07%  | 0       | 0.0%   |

## 第4章 脆弱性評価

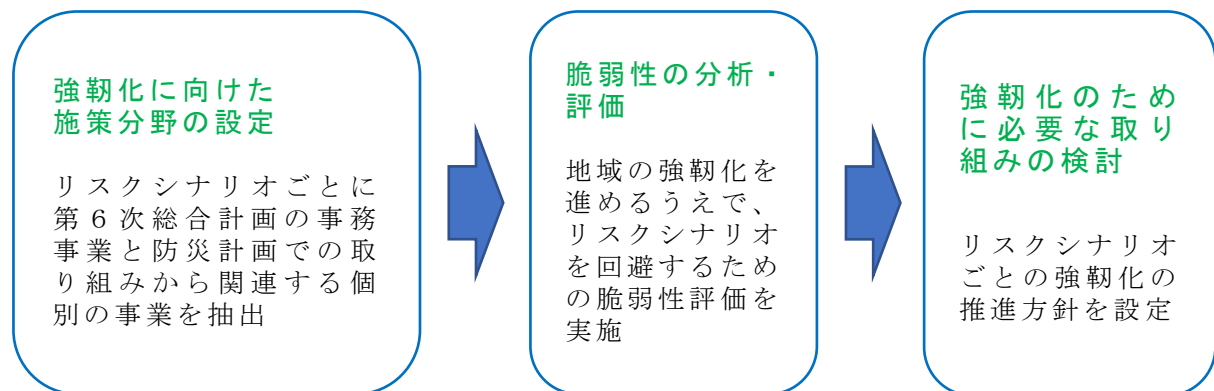
### 1. 基本的な考え方

大規模な自然災害に対応する脆弱性の分析・評価は、現行の施策の弱い部分を洗い出す重要なプロセスです。

本町では、国及び福岡県が示す評価手法を参考に、脆弱性の分析・評価を実施しました。

### 2. 脆弱性評価の手順

20の起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）ごとに、次の手順で分析・評価を実施しました。



### 3. 事前に備えるべき目標

基本目標をより具体化するために、6つの目標を設定しリスクシナリオを明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき目標を設定します。

#### 事前に備えるべき6つの目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、死傷者を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保し、関連死傷者等を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ早期の復旧を図るとともに、情報通信機能の早期復旧を図り、情報サービスを確保する
- 6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

#### 4. 起きてはならない最悪の事態の設定（リスクシナリオ）

「国土強靱化計画」及び「福岡県地域強靱化計画」との調和を図り、事前に備えるべき6つの目標を設定し、20項目の起きてはならない最悪の事態を本町の特性を踏まえ設定しました。

| 事前に備えるべき目標 |                                                                      | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------|
| 1          | あらゆる自然災害に対し、死傷者を最大限防ぐ                                                | 1-1                    | 大規模地震等に起因する建築物の崩壊による死傷者の発生                   |
|            |                                                                      | 1-2                    | 大規模地震等に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                |
|            |                                                                      | 1-3                    | 河川の氾濫、ため池の決壊等に起因する浸水等による死傷者の発生               |
|            |                                                                      | 1-4                    | 土砂災害等による多数の死傷者の発生                            |
| 2          | 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保し、関連死傷者等を最大限防ぐ                 | 2-1                    | 医療施設及び関係者の不足による医療、福祉機能の麻痺                    |
|            |                                                                      | 2-2                    | 地域の劣悪な避難生活環境に伴う不十分な健康管理がもたらす被災者の状態の悪化や死傷者の発生 |
|            |                                                                      | 2-3                    | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                     |
|            |                                                                      | 2-4                    | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止      |
|            |                                                                      | 2-5                    | 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下           |
| 3          | 必要不可欠な行政機能は確保する                                                      | 3-1                    | 町職員、施設等の被災による機能の大幅な低下                        |
| 4          | 経済活動を機能不全に陥らせない                                                      | 4-1                    | 農業、企業の生産力への甚大な影響                             |
|            |                                                                      | 4-2                    | 食料等の安定供給の停滞                                  |
|            |                                                                      | 4-3                    | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下                   |
| 5          | ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留め早期の復旧を図るとともに、情報通信機能の早期復旧を図り、情報サービスを確保する | 5-1                    | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                           |
|            |                                                                      | 5-2                    | 地域交通網の長期にわたる機能停止                             |
|            |                                                                      | 5-3                    | 電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止                      |
|            |                                                                      | 5-4                    | 情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能及び避難行動や救助・支援の遅れ   |
| 6          | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する                                           | 6-1                    | 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ                    |
|            |                                                                      | 6-2                    | ボランティア等の人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ                   |
|            |                                                                      | 6-3                    | 文化財の衰退・喪失                                    |

## 5. 強靱化に向けた施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するための必要な施策分野として、下記の施策分野を設定しました。

また、本計画を策定するにあたっては、国土強靱化地域計画に関連付けた第6次総合計画の事務事業及び防災計画での取り組みから関連する個別の事業を抽出して、課題の整理を行いました。

施策分野の設定（第6次総合計画より抽出）

### 基本目標1 生まれてから一生涯を応援するまちの実現

- 基本施策1 子育て支援 保育 母子保健
- 基本施策2 学校教育 学校給食
- 基本施策3 生涯学習 スポーツ振興 家庭教育 青少年育成  
公民館・図書 文化振興
- 基本施策4 人権教育 男女共同参画
- 基本施策5 保健事業 健康増進 福祉 障がい福祉 高齢者福祉

### 基本目標2 ひとが集い笑顔があふれるまちの実現

- 基本施策6 移住定住 空家利活用
- 基本施策7 観光
- 基本施策8 情報発信 DX推進

### 基本目標3 魅力的で住みよいまちの実現

- 基本施策9 都市計画 土地利用 公共施設 公共交通
- 基本施策10 公共施設 道路、橋梁 河川 公園
- 基本施策11 上下水道 し尿 広域連携
- 基本施策12 廃棄物 環境 森林
- 基本施策13 空家対策 町営住宅
- 基本施策14 消防・防災 交通安全 防犯 コミュニティ

### 基本目標4 まちを支え、ひとを育む地域産業の実現

- 基本施策15 農業基盤 保全管理
- 基本施策16 経営基盤 創業

## 第5章 施策の推進方針

### 1. 地域強靱化の推進方針

#### (1) 国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり施策や産業施策等を含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものです。

#### (2) 国土強靱化と防災

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点では共通しますが、以下のような違いがあります。

防災は、基本的には地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」で、リスクごとに計画が立てられています。

国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるように「強靱」な行政機能や地域社会及び地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

#### (3) 防災対策の基本方針

本町においては、災害に強いまちづくりに向け、自然災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、「自助」「共助」「公助」が必要であり、この「三助」に基づき防災ビジョンを掲げました。

また、以下に示す3つの基本方針に沿って防災対策を展開することとしています。

##### 鞍手町防災対策に関する3つの基本方針

- ①災害に強いまちづくり
- ②要配慮者に配慮した防災体制づくり
- ③コミュニティ防災力の向上

#### (4) 地域強靱化の意義

本町は、北部及び北東部は沖積層からなる平坦地で、東北端は遠賀川に接しています。中央部を貫流する西川は非常に勾配が緩やかであり、平坦地の大半は石炭採掘に伴う地盤沈下によって低地化している地勢を有しており、水害、地震及び土砂災害などさまざまな災害が起こりうることを想定し、地域強靱化を推進し

なければなりません。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化へ取り組むとともに災害リスクに対応していくことが不可欠です。また、福岡県及び近隣の自治体との地域間連携を強化し、地方創生にも寄与していきます。

## 2. 基本方針

国及び福岡県の基本計画との調和を図る観点から国の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び福岡県の「地域強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、本町の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進します。

### (1) 強靱化の取り組み姿勢

- 横断的な推進体制……地域強靱化計画は、町民や関係機関との官民協働により進めるとともに、庁内課局の横断的な推進体制を図り推進していきます。
- 評価・検証……年度ごとに所管課においてPDCAサイクルによる検証を行います。随時、見直し、改善を行っていきます。
- 代替性・冗長性の確保……道路・橋梁などのインフラ施設、町民への情報伝達手段など、被災した場合に影響の大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性、冗長性の確保に努めます。
- 平常時の有効活用を踏まえた対策……景観（空家含む）の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な取り組みの対策に努めます。

### (2) 取り組みの効果的な組み合わせ

- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ……防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、短期間で一定の効果を得ることができる避難訓練等のソフト事業と組み合わせ、効果的に施策を実施していきます。
- 連携の強化……福岡県はもとより、近隣自治体との広域連携も重要であることから、災害時の応援態勢の実効性についても確保に努めます。
- 「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせと官民の連携……地域強靱化を効果的に実施するため、行政による支援のみならず、「自助」「共助」「公助」の仕組みを確立し、役割分担を明確にし、一体的に取り組めます。

### (3) 地域の特性に応じた施策の推進

- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、個別施設計画及び公共施設等総合管理計画の見直しや耐震化を含む長寿命化計画の改定等を通じ、効率的かつ効果的な維持更新及び管理を行います。

■自主防災組織の充実・強化……自主防災組織によるコミュニティ機能の向上を図り、各地域において防災の取り組みを推進するリーダー等の育成・確保に努め、地域強靱化に取り組みます。

■女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての町民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員、区長など、町民の避難に携わる人材の確保に留意し、要配慮者や障がいのある人へのきめ細かな対策を講じます。

### 3. 対象とする災害

本町が被った災害である平成 21 年（2009 年）7 月 19 日から 26 日にかけて発生した「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」や平成 30 年（2018 年）6 月 28 日以降の台風第 7 号や梅雨前線の影響によって記録的な大雨となった「平成 30 年 7 月豪雨」、「平成 28 年熊本地震」等を想定し、まずは、広範囲に甚大な被害が生じる自然災害を対象とします。

# **鞍手町国土強靱化地域計画 別冊**

起きてはならない最悪の事態を回避するための具体的事業等一覧

**【令和 7 年度版】**



## 1. 脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、6つの事前に備えるべき目標ごとに整理しました。

| 事前に備えるべき目標              |                                                                                      | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）         |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1 あらゆる自然災害に対し、死傷者を最大限防ぐ | 1-1                                                                                  | 大規模地震等に起因する建築物の崩壊による死傷者の発生     |
|                         | 1-2                                                                                  | 大規模地震等に伴う大規模火災の発生による死傷者の発生     |
|                         | 1-3                                                                                  | 河川の氾濫、ため池の決壊等に起因する浸水等による死傷者の発生 |
|                         | 1-4                                                                                  | 土砂災害等による死傷者の発生                 |
| 最悪の事態                   | 回避に向けた評価結果                                                                           |                                |
| 1-1                     | 町内には、木造住宅を主とした密集地があるため、一人の犠牲者も出さないように、避難路の確保、火災の延焼防止対策、空家対策を促進し、町全体の防災力を高めていく必要があります |                                |
|                         | 住宅の耐震化やブロック塀の倒壊防止対策の必要性について、啓発に取り組んでいく必要があります                                        |                                |
|                         | 県が実施する地震による木造戸建て住宅の倒壊を防ぐための補助制度を、引き続き周知・促進していく必要があります                                |                                |
| 1-2                     | 居住環境の改善や空家の発生の抑制に努める必要があります                                                          |                                |
| 1-3                     | 河川堤防の危険が認められた箇所の早急な応急対策や修復に取り組む必要があります                                               |                                |
|                         | 施設の計画的な老朽化対策等を進めるとともに、維持管理に努めていく必要があります                                              |                                |
|                         | 堰、水門、排水設備等の施設管理者による維持管理の徹底に取り組む必要があります                                               |                                |
| 1-4                     | 土砂災害警戒区域等及び被害を及ぼすおそれのある個所の把握や周知に努めていく必要があります                                         |                                |
|                         | ハザードマップにより、被害の予防に必要な情報を町民に周知していく必要があります                                              |                                |

| 事前に備えるべき目標 |                                                                                     | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                                              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------|
| 2          | 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保し、関連死傷者等を最大限防ぐ                                | 2-1                    | 医療施設及び関係者の不足による医療、福祉機能の麻痺                    |
|            |                                                                                     | 2-2                    | 地域の劣悪な避難生活環境に伴う不十分な健康管理がもたらす被災者の状態の悪化や死傷者の発生 |
|            |                                                                                     | 2-3                    | 消防等の被災等による救助・救急活動等の人員不足                      |
|            |                                                                                     | 2-4                    | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止      |
|            |                                                                                     | 2-5                    | 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下           |
| 最悪の事態      | 回避に向けた評価結果                                                                          |                        |                                              |
| 2-1        | 迅速かつ適切な医療支援のため関係医療機関と連携し、派遣体制等の維持を図る必要があります                                         |                        |                                              |
| 2-2        | 避難所運営に際し、必要な設備を完備し、避難者の心と体の健康管理に関する専門スタッフを配置する必要があります                               |                        |                                              |
| 2-3        | 消防団員の確保に努めるとともに、装備の充実・強化を図る必要があります                                                  |                        |                                              |
|            | 自主防災組織の活性化を図る必要があります                                                                |                        |                                              |
| 2-4        | 再生可能エネルギーと蓄電設備の組み合わせや非常用電源の導入等も検討し、電気等のエネルギーの供給の停止時にも行政機能や避難施設等に影響がないように取り組む必要があります |                        |                                              |
|            | 災害時に備え、平常時から食料・水・生活必需品等の必要物資の調達・備蓄を着実に進める必要があります                                    |                        |                                              |
| 2-5        | 感染症発生の予防及びまん延防止のため、医療機関や関係団体と密な連携を図る必要があります                                         |                        |                                              |

| 事前に備えるべき目標        |                                                        | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                       |
|-------------------|--------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------|
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する |                                                        | 3-1                    | 町職員、施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 最悪の事態             | 回避に向けた評価結果                                             |                        |                       |
| 3-1               | 地域計画及び防災計画等の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施していく必要があります           |                        |                       |
|                   | 罹災証明書の迅速な発行を行うため、広域による研修会に積極的に参加し、迅速に行えるよう努める必要があります   |                        |                       |
|                   | 災害の発生時に、避難所となる施設の整備に努めていく必要があります                       |                        |                       |
|                   | 小学校の統合に伴い、避難所となっている施設が閉鎖となるため、避難所の再配置について検討していく必要があります |                        |                       |
|                   | 自治区からの要請を踏まえ、災害対策本部の訓練を行うとともに、防災計画やマニュアル等を随時見直す必要があります |                        |                       |

| 事前に備えるべき目標        |                                                   | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                            |
|-------------------|---------------------------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない |                                                   | 4-1                    | 農業、企業の生産力への甚大な影響           |
|                   |                                                   | 4-2                    | 食料等の安定供給の停滞                |
|                   |                                                   | 4-3                    | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下 |
| 最悪の事態             | 回避に向けた評価結果                                        |                        |                            |
| 4-1               | 農地の被害防止、軽減を図るため、排水設備等の維持管理に努めていく必要があります           |                        |                            |
|                   | 町商工会等と連携し、被災時には支援メニュー等を活用し、早急な復旧に向けて支援していく必要があります |                        |                            |
|                   | 農業生産力の維持のため、関係機関と連携し、早急な復旧に向けて支援していく必要があります       |                        |                            |
| 4-2               | 備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに目標物資を確保していく必要があります        |                        |                            |
|                   | 物資の供給などに関する協定の提携先の拡大を図る必要があります                    |                        |                            |
| 4-3               | 森林の有する多面的機能の維持・向上を推進するために、森林の荒廃を未然防止する必要があります。    |                        |                            |

| 事前に備えるべき目標 |                                                                                     | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                                            |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------|
| 5          | ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留め早期の復旧を図るとともに、情報通信機能の早期復旧を図り、情報サービスを確保する                | 5-1                    | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                         |
|            |                                                                                     | 5-2                    | 地域交通網の長期にわたる機能停止                           |
|            |                                                                                     | 5-3                    | 電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止                    |
|            |                                                                                     | 5-4                    | 情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能及び避難行動や救助・支援の遅れ |
| 最悪の事態      | 回避に向けた評価結果                                                                          |                        |                                            |
| 5-1        | 上水道の供給停止や使用停止を平常時から想定し、家庭における備蓄等についても啓発を行っていく必要があります                                |                        |                                            |
|            | 公共下水道において、災害の危機に陥った際に、下水道機能が中断しても可能な限り短時間で再開が可能となるよう、下水道BCPに基づく訓練や実効性を高めていく必要があります  |                        |                                            |
| 5-2        | 災害時における地域交通網を確保するため、安全・安心を確保するための道路の維持・補修を行う必要があります                                 |                        |                                            |
|            | 道路舗装個別施設計画・橋梁長寿命化修繕計画により、補修・架け替え等を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていく必要があります（跨道橋についても同様）          |                        |                                            |
| 5-3        | 再生可能エネルギーと蓄電設備の組み合わせや非常用電源の導入等も検討し、電気等のエネルギーの供給の停止時にも行政機能や避難施設等に影響がないように取り組む必要があります |                        |                                            |
| 5-4        | 災害の状況を迅速かつ正確に把握し、さまざまなツールを通じて情報提供に努めていく必要があります                                      |                        |                                            |
|            | 災害発生時の情報提供手段の確保のため、防災メールまもるくんや鞍手町LINE公式アカウントの登録者数拡大に向け、広報紙等による周知を図っていく必要があります       |                        |                                            |
|            | 平常時に災害に備える心得の周知・啓発に努めていく必要があります                                                     |                        |                                            |

| 事前に備えるべき目標                   |                                                          | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）     |  |
|------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------|--|
| 6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 6-1                                                      | 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ  |  |
|                              | 6-2                                                      | ボランティア等の人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ |  |
|                              | 6-3                                                      | 文化財の衰退・喪失                  |  |
| 最悪の事態                        | 回避に向けた評価結果                                               |                            |  |
| 6-1                          | 鞍手町災害廃棄物処理計画に基づき、迅速な復旧を図るため実効性の向上に努めていく必要があります           |                            |  |
| 6-2                          | 災害時に復旧作業等が円滑に行われるよう、平常時から災害応援協定機関との連携強化を行う必要があります        |                            |  |
|                              | 復旧に携わる職員の不足が予測されることから、平常時からマニュアルに沿った研修等を積極的に行っていく必要があります |                            |  |
| 6-3                          | 平常時より文化財の点検等を定期的に行い、災害時に喪失しない体制づくりに努めていく必要があります          |                            |  |

## 2. リスクシナリオ毎の推進方針

\*は総合計画、★は地域防災計画

| 1 あらゆる自然災害に対し、死傷者を最大限防ぐ                                                                    |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 推進方針                                                                                       | 関連計画 |
| 1-1 大規模地震等に起因する建築物の崩壊による死傷者の発生                                                             |      |
| 災害によるブロック塀の倒壊に伴う道路遮断や人的被害の可能性があるため、ブロック塀の撤去や補強の必要性の啓発を推進します                                | * ★  |
| 旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な木造戸建て住宅の危険性等の周知や耐震化に係る費用の助成を実施します                                       | * ★  |
| 町営住宅の計画的な修繕・改修による長寿命化を図るため、維持管理の方針や改修計画を検討するほか、国の補助対象事業となり得る場合には、積極的に財源を確保し、住環境の整備を進めていきます | * ★  |
| 危険空家は、衛生面や景観、安全面についても地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすため、老朽危険空家等解体補助制度による危険空家の除去を推進します                     | * ★  |
| 利活用できる空家は空家所有者と購入・賃貸希望者をマッチングさせる空家バンクの活用を促し、空家の解消を推進します                                    | * ★  |
| 平常時より共助による地域防災力の強化の拠点となる隣保館及び集会所の機能維持を推進します                                                | * ★  |
| 1-2 大規模地震等に伴う大規模火災の発生による死傷者の発生                                                             |      |
| 旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な木造戸建て住宅の危険性等の周知や耐震化に係る費用の助成を実施します【再掲】                                   | * ★  |
| 危険空家は、衛生面や景観、安全面についても地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすため、老朽危険空家等解体補助制度による危険空家の除去を推進します【再掲】                 | * ★  |
| 地震による火災に備え、消防水利の確保と適正な配置に努めます                                                              | ★    |
| 緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、安心して利用できるよう維持管理に努めていきます                                           | * ★  |
| 1-3 河川の氾濫、ため池の決壊等に起因する浸水等による死傷者の発生                                                         |      |
| 準用河川六田川の溢水により、道路及び住宅地が度々湛水するため、湛水被害軽減を目的とした計画はありますが、課題が山積しているため、調査・研究を進めていきます              | *    |
| 平常時からため池等農業用施設の点検及び維持管理に努めます                                                               | * ★  |
| ハザードマップによる、危険性のある地域に適切な情報提供を図ります                                                           | * ★  |
| 1-4 土砂災害等による死傷者の発生                                                                         |      |
| 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設で、要配慮者利用施設避難確保計画が未作成の施設があるため、計画の作成及び指導・助言を行います                         | * ★  |
| 強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努めます                                              | * ★  |
| ハザードマップを活用した実践的な訓練等に努めます                                                                   | ★    |

| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保し、関連死傷者等を最大限防ぐ |      |
|--------------------------------------------------------|------|
| 推進方針                                                   | 関連計画 |
| 2-1 医療施設及び関係者の不足による医療、福祉機能の麻痺                          |      |
| 強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努めます【再掲】      | *★   |
| 2-2 地域の劣悪な避難生活環境に伴う不十分な健康管理がもたらす被災者の状態の悪化や死傷者の発生       |      |
| 公共施設の適正な管理に努めます                                        | *★   |
| 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の人員不足                            |      |
| 住民の安全と安心を守る重要な役割を担っている消防団員の適正確保に努めます                   | *★   |
| 自助・共助の取組、連携を強化し、各組織の地域防災力の強化を図ります                      | *★   |
| 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止            |      |
| 生活必需品、応急食料の備蓄に努めます                                     | ★    |
| 災害時における物資供給等に関する協定を促進します                               | ★    |
| 2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下                 |      |
| 避難生活により発生が危惧される感染症への対応強化に努めます                          | *★   |

| 3 必要不可欠な行政機能は確保する                                      |      |
|--------------------------------------------------------|------|
| 推進方針                                                   | 関連計画 |
| 3-1 町職員、施設等の被災による機能の大幅な低下                              |      |
| 衛生センターは建設から40年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討します   | *    |
| 強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努めます【再掲】      | *★   |
| 浄水場は建設から50年が経過しており、衛生上の観点からも喫緊の課題であるため、今後のあり方について検討します | *    |
| 防災拠点として使用される施設の安全性、機能性の確保に努めます                         | ★    |

| 4 経済活動を機能不全に陥らせない                                 |      |
|---------------------------------------------------|------|
| 推進方針                                              | 関連計画 |
| 4-1 農業、企業の生産力への甚大な影響                              |      |
| 強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努めます【再掲】 | * ★  |
| 迅速で正確な情報の提供に努めます                                  | *    |
| 4-2 食料等の安定供給の停滞                                   |      |
| 強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努めます【再掲】 | ★    |
| 関係各所と連携し、迅速、的確かつ慎重に早期復旧に努めます                      | ★    |
| 4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下                    |      |
| 農業資源の適切な保全管理の推進に努めます                              | * ★  |

| 5 ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留め早期の復旧を図るとともに、情報通信機能の早期復旧を図り、情報サービスを確保する    |      |
|---------------------------------------------------------------------------|------|
| 推進方針                                                                      | 関連計画 |
| 5-1 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                                                    |      |
| 水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画と財政計画により、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう努めていきます | * ★  |
| 広域での連携を視野に入れ、安定した水道水の供給に取り組みます                                            | *    |
| 公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図り、下水道事業の独立採算の原則を踏まえ、計画的な公共下水道事業の推進に努めます               | *    |
| 下水道事業計画区域外の小型浄化槽の設置を促進します                                                 | *    |
| 衛生センターは建設から 40 年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討します【再掲】                | *    |
| 汚水の迅速な排除が行えるよう下水道施設の設計、施工においては、耐震性の確保を推進します                               | ★    |
| 5-2 地域交通網の長期にわたる機能停止                                                      |      |
| コンパクトなまちづくりを推進し、利用者の移動ニーズに対応しながら、利便性を確保します                                | *    |
| 道路の種級に関わらず住環境の整備や代替路の確保を念頭に置き、計画的な整備に努めます                                 | ★    |
| 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修・架け替えを実施し、必要に応じて修繕計画を見直します                               | *    |
| 強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努めます【再掲】                         | * ★  |

|                                             |   |
|---------------------------------------------|---|
| 5-3 電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止                 |   |
| 関係各所と連携し、迅速、的確かつ慎重に早期復旧に努めます【再掲】            | ★ |
| 電力等関係各所と連携し、維持管理及び予防対策の推進に努め、応急復旧対策の整備を図ります | ★ |

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 5-4 情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能及び避難行動や救助・支援の遅れ |    |
| 迅速で正確な情報を発信します                                 | *  |
| 障がいのある人への情報提供について、多様な手段を活用し情報を発信します            | *  |
| ホームページ、SNS等を活用し、タイムリーに情報を発信できる体制を整えます          | *  |
| 広報紙をはじめとする各種媒体を通じ、災害時の防災知識等の周知・啓発に努めます         | *★ |

|                                                   |      |
|---------------------------------------------------|------|
| 6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する                      |      |
| 推進方針                                              | 関連計画 |
| 6-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ                     |      |
| 強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努めます【再掲】 | *★   |
| 災害により排出された廃棄物などのごみの迅速確実な収集・処理に努めます                | ★    |
| 6-2 ボランティア等の人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ                    |      |
| 自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、地域の安全・安心の確保に努めます             | *★   |
| 6-3 文化財の衰退・喪失                                     |      |
| 文化遺産を後世に伝えるため、指定文化財の保存・管理に努めます                    | *    |
| 強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努めます【再掲】 | *★   |

### 3. 事務事業と指標一覧

| 1 あらゆる自然災害に対し、死傷者を最大限防ぐ                             |          |           |                 |
|-----------------------------------------------------|----------|-----------|-----------------|
| 関係事務事業（指標）                                          | 現在値（R5）  | 目標値（R9）   | 所管課             |
| 1-1 大規模地震等に起因する建築物の崩壊による死傷者の発生                      |          |           |                 |
| 公共施設の適正な管理と利活用（公共施設の適正な管理と利活用）                      | 随時検討・見直し | 随時検討・見直し  | 管財課             |
| 隣保館施設整備事業（令和8年4月の共用開始）                              | 随時       | 全面供用開始    | 福祉人権課           |
| 特定空家対策事業（危険空家解消数）                                   | 28件／112件 | 50件／112件  | まちづくり課          |
| 空家バンク事業（成約件数／登録物件数）                                 | 30件／55件  | 70件／95件   | まちづくり課          |
| 地域住宅計画に基づく事業（改修棟数）                                  | 36棟／98棟  | 50棟／98棟   | 管財課             |
| 木造戸建て住宅性能向上改修促進事業                                   | —        | —         | 管財課             |
| ブロック塀等撤去費補助金事業                                      | —        | —         | 管財課             |
| 公園の適正な維持管理の推進（公園の適切な維持管理）                           | 随時       | 随時        | 都市整備課           |
| 1-2 大規模地震等に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                   |          |           |                 |
| 特定空家対策事業（危険空家解消数）【再掲】                               | 28件／112件 | 50件／112件  | まちづくり課          |
| 空家バンク事業（成約件数／登録物件数）【再掲】                             | 30件／55件  | 70件／95件   | まちづくり課          |
| 地域住宅計画に基づく事業（改修棟数）【再掲】                              | 36棟／98棟  | 50棟／98棟   | 管財課             |
| 木造戸建て住宅性能向上改修促進事業【再掲】                               | —        | —         | 管財課             |
| 消防水利の確保（消防水利の多様化を図る）                                | 随時       | 随時        | まちづくり課          |
| 1-3 河川の氾濫、ため池の決壊等に起因する浸水等による死傷者の発生                  |          |           |                 |
| 六田川治水対策（事業計画の見直し）                                   | 随時       | 随時        | 都市整備課           |
| 防災重点農業用ため池緊急整備事業（劣化状況評価）                            | 44池      | 45池（R7）   | 都市整備課           |
| 防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨耐性評価）                         | 7池       | 11池（R8）   | 都市整備課           |
| 防災重点農業用ため池緊急整備事業（ハザードマップ作成）                         | 12池      | 48池（R8）   | 都市整備課           |
| 要配慮者利用施設避難確保計画の作成（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設における計画作成）     | 3施設／6施設  | 39施設／39施設 | まちづくり課<br>福祉人権課 |
| 1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生                               |          |           |                 |
| 土砂災害予防対策                                            | —        | —         | —               |
| 要配慮者利用施設避難確保計画の作成（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設における計画作成）【再掲】 | 3施設／6施設  | 39施設／39施設 | まちづくり課<br>福祉人権課 |
| ハザードマップの更新                                          | 随時見直し    | 見直し       | まちづくり課          |

| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保し、関連死傷者等を最大限防ぐ |             |             |                     |
|--------------------------------------------------------|-------------|-------------|---------------------|
| 関係事務事業（指標）                                             | 現在値（R 5）    | 目標値（R 9）    | 所管課                 |
| 2-1 医療施設及び関係者の不足による医療、福祉機能の麻痺                          |             |             |                     |
| 医療機関等との連携                                              | 随時          | 随時          | まちづくり課              |
| 心の健康づくり事業（自殺者数の削減／連携会議数）                               | 6.59／0回     | 13.0以下／1回   | 健康こども課              |
| 2-2 地域の劣悪な避難生活環境に伴う不十分な健康管理がもたらす被災者の状態の悪化や死傷者の発生       |             |             |                     |
| 消毒・保健衛生体制の整備                                           | 随時          | 随時          | 健康こども課              |
| 乳幼児健診事業（1歳6か月児／3歳児健診受診率）                               | 97.4％／95.9％ | 98.0％／96.0％ | 健康こども課              |
| こども家庭センターにおける相談支援（子育て等における相談対応）                        | 随時          | 随時          | 健康こども課              |
| こどもの居場所づくり推進事業（こどもの居場所数）                               | 2か所         | 3か所         | 健康こども課              |
| 健康診査・がん検診事業（特定健診受診率）                                   | 49.3％       | 60.0％       | 健康こども課              |
| 生活習慣病重症化予防事業（特定健診受診者のHbA1c8.0以上の割合）                    | 2.0％        | 1.7％以下      | 健康こども課              |
| 心の健康づくり事業（自殺者数の削減／連携会議数）【再掲】                           | 6.59／0回     | 13.0以下／1回   | 健康こども課              |
| 介護予防サポーターリーダー養成事業（介護予防サポーターリーダー登録数）                    | 57人         | 90人         | 福祉人権課<br>（包括支援センター） |
| 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の人員不足                            |             |             |                     |
| 自主防災組織支援事業（防災研修・訓練実施回数）                                | 随時          | 随時          | まちづくり課              |
| 消防団の充実・強化（消防団員数）                                       | 138人        | 150人        | まちづくり課              |
| 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止            |             |             |                     |
| 災害協定関係機関等との連携（連携の強化）                                   | 随時          | 随時          | まちづくり課              |
| 食料、生活必需品の備蓄（確保）                                        | 随時          | 随時          | まちづくり課              |
| 重要物資の備蓄（選定・確保）                                         | 随時          | 随時          | まちづくり課              |
| 2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下                 |             |             |                     |
| 災害協定関係機関等との連携（連携の強化）【再掲】                               | 随時          | 随時          | まちづくり課              |
| 事業継続計画の推進                                              | 随時          | 随時          | 健康こども課              |

| 3 必要不可欠な行政機能は確保する              |            |          |              |
|--------------------------------|------------|----------|--------------|
| 関係事務事業（指標）                     | 現在値（R 5）   | 目標値（R 9） | 所管課          |
| 3-1 町職員、施設等の被災による行政機能の低下       |            |          |              |
| 公共施設の適正な管理と利活用（適正な管理と利活用）【再掲】  | 随時検討・見直し   | 随時検討・見直し | 管財課<br>施設所管課 |
| 隣保館施設整備事業（令和 8 年 4 月の共用開始）【再掲】 | 随時         | 全面供用開始   | 福祉人権課        |
| し尿処理の広域化（令和 10 年供用開始）          | 広域化に向けての協議 | 検討終了     | 住民環境課        |
| 地域防災計画の推進（計画の推進）               | 随時         | 随時       | まちづくり課       |
| 小学校統合整備事業（令和 10 年 4 月の共用開始）    | 随時         | 工事完了     | 教育課          |
| 体育施設の充実（施設利用者延べ人数）             | 77,957 人   | 80,000 人 | 教育課          |
| 公民館施設の充実（施設利用者延べ人数）            | 49,541 人   | 55,000 人 | 教育課          |
| 防災知識の日常化と防災教育                  | —          | —        | まちづくり課       |

| 4 経済活動を機能不全に陥らせない               |          |           |        |
|---------------------------------|----------|-----------|--------|
| 関係事務事業（指標）                      | 現在値（R 5） | 目標値（R 9）  | 所管課    |
| 4-1 農業、企業の生産力への甚大な影響            |          |           |        |
| 多面的機能支払交付金事業（活動組織数）             | 11 組織    | 11 組織     | 産業振興課  |
| かんがい施設維持管理（適切な維持管理）             | 随時       | 随時        | 産業振興課  |
| 防災重点農業用ため池緊急整備事業（劣化状況評価）【再掲】    | 44 池     | 45 池（R 7） | 都市整備課  |
| 防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨耐性評価）【再掲】 | 7 池      | 11 池（R 8） | 都市整備課  |
| 店舗等リフォーム補助金交付事業（補助企業数）          | 8 社（者）   | 16 社（者）   | 産業振興課  |
| 4-2 食料等の安定供給の停滞                 |          |           |        |
| 災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）【再掲】       | 随時       | 随時        | まちづくり課 |
| 個人備蓄の推進（啓発）                     | 随時       | 随時        | まちづくり課 |
| 食料、生活必需品の備蓄（確保）【再掲】             | 随時       | 随時        | まちづくり課 |
| 4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下  |          |           |        |
| 多面的機能支払交付金事業（活動組織数）【再掲】         | 11 組織    | 11 組織     | 産業振興課  |

| <b>５ ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留め早期の復旧を図るとともに、情報通信機能の早期復旧を図り、情報サービスを確保する。</b> |                                   |                         |              |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|--------------|
| 関係事務事業（指標）                                                                     | 現在値（Ｒ５）                           | 目標値（Ｒ９）                 | 所管課          |
| <b>５－１ 上下水道施設の長期間にわたる機能停止</b>                                                  |                                   |                         |              |
| 上水道の安定供給（広域化の検討）                                                               | 検討中                               | 方向性の決定                  | 上下水道課        |
| 施設改修事業（重点拠点施設の管路更新）                                                            | ０％                                | ２０％                     | 上下水道課        |
| 鞍手町流域関連公共下水道事業（汚水処理人口普及率）                                                      | ７２．３％                             | ７７．５％                   | 上下水道課        |
| 小型浄化槽設置事業（汚水処理人口普及率）                                                           | ７２．３％                             | ７７．５％                   | 住民環境課        |
| 下水道施設の耐震性の確保                                                                   | 随時                                | 随時                      | 上下水道課        |
| し尿処理の広域化（令和１０年供用開始）【再掲】                                                        | 広域化に向けての協議                        | 検討終了                    | 住民環境課        |
| <b>５－２ 地域交通網の長期にわたる機能停止</b>                                                    |                                   |                         |              |
| A I オンデマンド交通運行事業（実利用者数／延べ利用者数）                                                 | ０人／０人                             | ８４０人／５７，０００人            | 都市整備課        |
| 道路メンテナンス事業（橋梁修繕）                                                               | １１橋                               | １５橋（Ｒ７）                 | 都市整備課        |
| 道路舗装維持管理計画に基づく整備（随時）                                                           | 随時                                | 随時                      | 都市整備課        |
| <b>５－３ 電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止</b>                                             |                                   |                         |              |
| 災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）                                                          | 随時                                | 随時                      | 上下水道課        |
| 町行政における地球温暖化防止の推進（町の事務事業で排出されるCO <sub>2</sub> 排出量）                             | １８２８．１ｔ-CO <sub>2</sub><br>（Ｒ４年度） | １７４４．０ｔ-CO <sub>2</sub> | 住民環境課<br>管財課 |
| <b>５－４ 情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能及び避難行動や救助・支援の遅れ</b>                          |                                   |                         |              |
| 防災情報発信事業（適切な防災情報の発信）                                                           | 随時                                | 随時                      | まちづくり課       |
| 障がい者コミュニケーション支援事業（手話言語の普及啓発）                                                   | 随時                                | 随時                      | 福祉人権課        |
| 情報発信の推進（LINE登録者数）                                                              | ３，０００人                            | ５，０００人                  | まちづくり課       |
| スマホ教室（参加者数／満足度）                                                                | ８７人／９６．６％                         | ９０人／１００％                | 教育課          |

| 6 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する   |          |          |                 |
|--------------------------------|----------|----------|-----------------|
| 関係事務事業（指標）                     | 現在値（R 5） | 目標値（R 9） | 所管課             |
| 6－1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ  |          |          |                 |
| 資源循環型社会の構築（一人あたりのごみの排出量）       | 743g／人・日 | 737g／人・日 | 住民環境課           |
| 災害廃棄物処理体制の整備                   | 随時       | 随時       | 住民環境課<br>まちづくり課 |
| 6－2 ボランティア等の人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ |          |          |                 |
| 災害協定関係機関等との連携・調整【再掲】           | －        | －        | まちづくり課          |
| 自主防災組織支援事業（防災研修・訓練実施回数）【再掲】    | 0 回      | 9 回      | まちづくり課          |
| 消防団の充実・強化（消防団員数）【再掲】           | 138 人    | 150 人    | まちづくり課          |
| 6－3 文化財の衰退・喪失                  |          |          |                 |
| 指定文化財の保存・管理（文化財の適切な保存・管理）      | 随時       | 随時       | 教育課             |

#### 4. 国土強靱化関連事業

本計画に基づき実施する事業のうち、国の国土強靱化関係の補助金、交付金の活用予定事業を次のとおり示します。

| 基本方針               | 事業名              | 事業期間    | 総事業費<br>見込<br>(千円) | リスク<br>シナリオ | 国の対象交付<br>金・補助金  |
|--------------------|------------------|---------|--------------------|-------------|------------------|
| 災害に<br>強い<br>まちづくり | ハザードマップの更新       | 令和9年度   | 5,000              | 1-4         | 防災・安全交付金         |
|                    | 防災重点農業用ため池緊急整備事業 | 令和5～8年度 | 94,860             | 1-3・4-1     | 農村地域防災減災事業       |
|                    | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 令和5～7年度 | 35,000             | 1-3・4-1     | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 |
|                    | 中学校施設整備事業        | 令和7～8年度 | 194,765            | 3-1         | 空調設備整備臨時特例交付金    |
|                    | 小学校統合整備事業        | 令和8～9年度 | 642,072            | 3-1         | 学校施設環境改善交付金      |
| 防災配慮<br>体制づくり      | —                | —       | —                  | —           | —                |
| 防災力の<br>向上         | 隣保館施設整備事業        | 令和5～7年度 | 245,693            | 2-2         | 地方改善施設整備費補助金     |

## 5. 事務事業との整理対照表

| No. | 総合計画基本施策No. | 実施計画事業No. | 事業名               | あらゆる自然災害に対し、死傷者を最大限防ぐ          |                                |                                    |                         | 救助・救急・医療活動が迅速に避難生活環境を確保し、死傷者を最大限防ぐ |                        |                               |
|-----|-------------|-----------|-------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------|-------------------------------|
|     |             |           |                   | 1-1                            | 1-2                            | 1-3                                | 1-4                     | 2-1                                | 2-2                    | 2-3                           |
|     |             |           |                   | 死傷者の発生<br>大規模地震等に起因する建築物の崩壊による | 死傷者の発生<br>大規模地震等に伴う大規模火災の発生による | 等による死傷者の発生<br>河川の氾濫、ため池の決壊等に起因する浸水 | 傷者の発生<br>土砂災害等による死傷者の発生 | 療者の不足による医療施設及び関係者、福祉機能の麻痺          | 者の発生<br>者の状態の悪化や死傷者の発生 | 等による救急活動<br>消防等の被災等による救助・救急活動 |
| 1   | 1           | 1-2       | 乳幼児健診事業           |                                |                                |                                    |                         |                                    | ●                      |                               |
| 2   |             | 1-3       | こども家庭センターにおける相談支援 |                                |                                |                                    |                         |                                    | ●                      |                               |
| 3   |             | 1-7       | こどもの居場所づくり推進事業    |                                |                                |                                    |                         |                                    | ●                      |                               |
| 4   | 2           | 2-1       | 小学校統合整備事業         |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 5   | 3           | 3-8       | 体育施設の充実           |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 6   |             | 3-9       | 公民館施設の充実          |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 7   | 5           | 5-1       | 健康診査・がん検診事業       |                                |                                |                                    |                         |                                    | ●                      |                               |
| 8   |             | 5-2       | 生活習慣病重症化予防事業      |                                |                                |                                    |                         |                                    | ●                      |                               |
| 9   |             | 5-3       | 心の健康づくり事業         |                                |                                |                                    |                         | ●                                  | ●                      |                               |
| 10  |             | 5-4       | 介護予防サポートリーダー養成事業  |                                |                                |                                    |                         |                                    | ●                      |                               |
| 11  |             | 5-8       | 障がい者コミュニケーション支援事業 |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 12  | 6           | 6-3       | 空家バンク事業           | ●                              | ●                              |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 13  | 7           | 7-2       | 指定文化財の保存・管理       |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 14  | 8           | 8-2       | 情報発信の推進           |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 15  |             | 8-3       | スマホ教室             |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 16  | 9           | 9-3       | A I オンデマンド交通運行事業  |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 17  | 10          | 10-1      | 公共施設の適正な管理と活用     | ●                              |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 18  |             | 10-2      | 隣保館施設整備事業         | ●                              |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 19  |             | 10-3      | 道路メンテナンス事業        |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 20  |             | 10-4      | 公園の適正な維持管理の推進     | ●                              |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 21  | 11          | 11-1      | 上水道の安定供給          |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 22  |             | 11-2      | 施設改良事業            |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 23  |             | 11-3      | 鞍手町流域関連公共下水道事業    |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 24  |             | 11-4      | 小型浄化槽設置事業         |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 25  |             | 11-5      | し尿処理の広域化          |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 26  | 12          | 12-1      | 資源循環型社会の構築        |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |
| 27  |             | 12-4      | 町行政における地球温暖化防止の推進 |                                |                                |                                    |                         |                                    |                        |                               |

[illegible]

# 国土強靱化地域計画

| No. | 総合計画基本施策No. | 実施計画事業No. | 事業名                         | あらゆる自然災害に対し、死傷者を最大限防ぐ |                   |            |        | 救助・救急医療活動が迅速に避難を促し、死傷者を最大限防ぐ |                       |       |
|-----|-------------|-----------|-----------------------------|-----------------------|-------------------|------------|--------|------------------------------|-----------------------|-------|
|     |             |           |                             | 1-1                   | 1-2               | 1-3        | 1-4    | 2-1                          | 2-2                   | 2-3   |
|     |             |           |                             | 発災大生にす規模による建地死傷物等のの崩起 | 発生う大生に大規模模地震等のの発伴 | にによる死傷者の発生 | 死傷者の発生 | 福祉機能の麻痺                      | 化すな活地や被災健康環境の劣悪な状態の発生 | の人員不足 |
| 28  | 13          | 13-1      | 特定空家対策事業                    | ●                     | ●                 |            |        |                              |                       |       |
| 29  |             | 13-2      | 地域住宅計画に基づく事業                | ●                     | ●                 |            |        |                              |                       |       |
| 30  |             | 13-3      | 木造戸建て住宅性能向上改修促進事業           | ●                     | ●                 |            |        |                              |                       |       |
| 31  |             | 13-4      | ブロック塀等撤去費補助金事業              | ●                     |                   |            |        |                              |                       |       |
| 32  | 14          | 14-1      | 地域防災計画の推進                   |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 33  |             | 14-3      | 六田川治水対策                     |                       |                   | ●          |        |                              |                       |       |
| 34  |             | 14-4      | 自主防災組織支援事業                  |                       |                   |            |        |                              |                       | ●     |
| 35  |             | 14-5      | 消防団の充実・強化                   |                       |                   |            |        |                              |                       | ●     |
| 36  |             | 14-6      | 防災情報発信事業                    |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 37  |             | 14-7      | 要配慮者利用施設避難確保計画の作成           |                       |                   | ●          | ●      |                              |                       |       |
| 38  | 15          | 15-1      | 多面的機能支払交付金事業                |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 39  |             | 15-2      | 防災重点農業用ため池緊急整備事業（劣化状況評価）    |                       |                   | ●          |        |                              |                       |       |
| 40  |             | 15-3      | 防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨耐性評価） |                       |                   | ●          |        |                              |                       |       |
| 41  |             | 15-4      | 防災重点農業用ため池緊急整備事業（ハザードマップ作成） |                       |                   | ●          |        |                              |                       |       |
| 42  | 16          | 16-2      | 店舗等リフォーム補助金交付事業             |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 43  | 地域防災計画      | —         | 消防水利の確保                     |                       | ●                 |            |        |                              |                       |       |
| 44  |             | —         | 土砂災害予防対策                    |                       |                   |            | ●      |                              |                       |       |
| 45  |             | —         | ハザードマップの更新                  |                       |                   |            | ●      |                              |                       |       |
| 46  |             | —         | 医療機関等との連携                   |                       |                   |            |        | ●                            |                       |       |
| 47  |             | —         | 消毒・保健衛生体制の整備                |                       |                   |            |        |                              | ●                     |       |
| 48  |             | —         | 災害協定関係機関等との連携・調整            |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 49  |             | —         | 事業継続計画の推進                   |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 50  |             | —         | 防災知識の日常化と防災教育               |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 51  |             | —         | かんがい施設維持管理                  |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 52  |             | —         | 個人備蓄の推進                     |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 53  |             | —         | 食料、生活必需品の備蓄の確保              |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 54  |             | —         | 重要物資の備蓄                     |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 55  |             | —         | 下水道施設の耐震性の確保                |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 56  |             | —         | 道路舗装維持管理計画に基づく整備            |                       |                   |            |        |                              |                       |       |
| 57  |             | —         | 災害廃棄物処理体制の整備                |                       |                   |            |        |                              |                       |       |

[illegible]



## 鞍手町国土強靱化地域計画

令和 2 年 11 月策定

(令和 5 年 9 月一部改訂)

令和 7 年 6 月改訂

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式 HP <https://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式 Instagram [https://www.instagram.com/kurate\\_town](https://www.instagram.com/kurate_town)

町 LINE 公式アカウント @kurate

「ふっ」と笑顔になる。  
「て」を伸ばせば望みに届く。  
探せば「ふく」も見つかる。  
そんな願いを込めて、  
ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、  
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること  
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。